漁場計画内容（案）

（令和９年３月１日免許）

佐 賀 県 有 明 海 区

改　正　後	改　正　前
佐賀県有明海区漁場計画 １　共同漁業（その１）～　５　区画漁業（その３）　（略） ６　区画漁業（その４） (1)　公 示 番 号　　別表第６のとおり (2)　免許の内容たるべき事項 ア　漁業の種類　　第一種区画漁業 イ　漁業の名称　　もがいひび建養殖業 ウ　漁業の時期　　１月１日から１２月３１日まで エ　漁場の位置　　別表第６のとおり オ　漁場の区域　　別表第６のとおり カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第６のとおり (3)　制限又は条件 ア　免許漁場のうち、第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場周辺に設けられた９０メートル及び１８０メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ　採苗用素材は、パーム及び女竹又はモウソウチクとする。ただし、女竹又はモウソウチクを漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 （ア）　葉は全て落としたものであること。 （イ）　海底面からの高さは１メートル以下であること。 (4) 免許予定日　　令和９年３月１日 (5) 申請期間　　令和８年１２月１日から令和９年１月８日まで (6) 関係地区　　別表のとおり	佐賀県有明海区漁場計画 １　共同漁業（その１）～　５　区画漁業（その３）　（略） ６　区画漁業（その４） (1)　公 示 番 号　　別表第６のとおり (2)　免許の内容たるべき事項 ア　漁業の種類　　第一種区画漁業 イ　漁業の名称　　もがいひび建養殖業 ウ　漁業の時期　　１月１日から１２月３１日まで エ　漁場の位置　　別表第６のとおり オ　漁場の区域　　別表第６のとおり カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第６のとおり (3)　制限又は条件 ア　免許漁場のうち、第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場周辺に設けられた９０メートル及び１８０メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ　採苗用素材は、パーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 （ア）　葉は全て落としたものであること。 （イ）　海底面からの高さは１メートル以下であること。 (4) 免許予定日　　令和５年９月１日 (5) 申請期間　　令和５年６月１日から令和５年７月３日まで (6) 関係地区　　別表のとおり

備考 存続期間　　令和９年３月１日から令和１０年８月３１日まで ７　区画漁業（その５）～　９　区画漁業（その７）　（略）	備考 存続期間　　令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで ７　区画漁業（その５）～　９　区画漁業（その７）　（略）

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3002号	もがいひび建て養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度01分27秒 東経　130度11分47秒 点イ　北緯　33度00分00秒 東経　130度12分04秒 点ウ　北緯　32度59分48秒 東経　130度11分42秒 点エ　北緯　33度01分21秒 東経　130度11分19秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	旧有区第3002号
有区第3003号	もがいひび建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度01分45秒 東経　130度11分37秒 点イ　北緯　33度01分27秒 東経　130度11分47秒 点ウ　北緯　33度01分24秒 東経　130度11分32秒 点エ　北緯　33度01分39秒 東経　130度11分22秒	藤津郡太良町大字多良	団体漁業権	旧有区第3003号
有区第3004号	もがいひび建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度02分48秒 東経　130度10分44秒 点イ　北緯　33度02分03秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度02分00秒 東経　130度11分08秒 点エ　北緯　33度02分03秒 東経　130度11分06秒 点オ　北緯　33度02分02秒 東経　130度11分02秒 点カ　北緯　33度02分35秒 東経　130度10分40秒 点キ　北緯　33度02分37秒 東経　130度10分43秒 点ク　北緯　33度02分45秒 東経　130度10分37秒	藤津郡太良町大字多良	団体漁業権	旧有区第3004号
有区第3005号	もがいひび建て養殖業	浜川みお筋、七浦及び箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分44秒 東経　130度10分15秒 点イ　北緯　33度04分03秒 東経　130度11分05秒 点ウ　北緯　33度03分07秒 東経　130度11分08秒 点エ　北緯　33度02分56秒 東経　130度11分11秒 点オ　北緯　33度02分47秒 東経　130度10分46秒 点カ　北緯　33度03分09秒 東経　130度10分20秒 点キ　北緯　33度03分18秒 東経　130度10分30秒 点ク　北緯　33度03分43秒 東経　130度10分00秒 点ケ　北緯　33度03分44秒 東経　130度10分01秒 点コ　北緯　33度03分56秒 東経　130度09分46秒 点サ　北緯　33度04分08秒 東経　130度10分01秒 点シ　北緯　33度04分19秒 東経　130度09分47秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	旧有区第3005号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3006号	もがいひび建て養殖業	塩田川と浜川の中間洲及び浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分40秒 東経　130度10分11秒 点イ　北緯　33度04分46秒 東経　130度11分40秒 点ウ　北緯　33度04分07秒 東経　130度11分01秒 点エ　北緯　33度05分00秒 東経　130度09分54秒 点オ　北緯　33度05分03秒 東経　130度09分57秒 点カ　北緯　33度05分07秒 東経　130度09分51秒 点キ　北緯　33度05分13秒 東経　130度09分57秒 点ク　北緯　33度05分19秒 東経　130度09分50秒	鹿島市浜町	団体漁業権	旧有区第3006号
有区第3007号	もがいひび建て養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分25秒 東経　130度10分24秒 点イ　北緯　33度05分34秒 東経　130度10分32秒 点ウ　北緯　33度04分48秒 東経　130度11分52秒 点エ　北緯　33度04分37秒 東経　130度11分42秒	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	団体漁業権	旧有区第3007号
有区第3008号	もがいひび建て養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度06分11秒 東経　130度10分40秒 点イ　北緯　33度06分03秒 東経　130度10分59秒 点ウ　北緯　33度06分05秒 東経　130度11分02秒 点エ　北緯　33度05分14秒 東経　130度11分40秒 点オ　北緯　33度05分51秒 東経　130度10分28秒 点カ　北緯　33度06分00秒 東経　130度10分46秒 点キ　北緯　33度06分04秒 東経　130度10分36秒	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	団体漁業権	旧有区第3008号
有区第3009号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度06分34秒 東経　130度10分23秒 点イ　北緯　33度06分12秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度06分14秒 東経　130度11分18秒 点エ　北緯　33度05分58秒 東経　130度11分30秒 点オ　北緯　33度05分49秒 東経　130度11分14秒 点カ　北緯　33度06分05秒 東経　130度11分02秒 点キ　北緯　33度06分03秒 東経　130度10分59秒 点ク　北緯　33度06分11秒 東経　130度10分40秒 点ケ　北緯　33度06分12秒 東経　130度10分41秒 点コ　北緯　33度06分23秒 東経　130度10分16秒	杵島郡白石町大字深浦	団体漁業権	旧有区第3009号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3010号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分19秒 東経　130度10分57秒 点イ　北緯　33度07分07秒 東経　130度11分03秒 点ウ　北緯　33度07分01秒 東経　130度10分47秒 点エ　北緯　33度06分35秒 東経　130度11分07秒 点オ　北緯　33度06分20秒 東経　130度10分57秒 点カ　北緯　33度06分37秒 東経　130度10分16秒 点キ　北緯　33度07分10秒 東経　130度10分36秒 点ク　北緯　33度07分07秒 東経　130度10分38秒 点ケ　北緯　33度07分08秒 東経　130度10分46秒 点コ　北緯　33度07分14秒 東経　130度10分42秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3010号
有区第3011号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分23秒 東経　130度11分09秒 点イ　北緯　33度07分11秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度07分09秒 東経　130度11分10秒 点エ　北緯　33度06分47秒 東経　130度11分21秒 点オ　北緯　33度06分40秒 東経　130度11分02秒 点カ　北緯　33度07分01秒 東経　130度10分47秒 点キ　北緯　33度07分07秒 東経　130度11分03秒 点ク　北緯　33度07分19秒 東経　130度10分57秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3011号
有区第3012号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分30秒 東経　130度11分27秒 点イ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点ウ　北緯　33度07分13秒 東経　130度11分22秒 点エ　北緯　33度06分51秒 東経　130度11分33秒 点オ　北緯　33度06分47秒 東経　130度11分21秒 点カ　北緯　33度07分09秒 東経　130度11分10秒 点キ　北緯　33度07分11秒 東経　130度11分15秒 点ク　北緯　33度07分23秒 東経　130度11分09秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3012号
有区第3013号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点イ　北緯　33度06分29秒 東経　130度11分58秒 点ウ　北緯　33度06分25秒 東経　130度11分45秒 点エ　北緯　33度07分13秒 東経　130度11分22秒	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	団体漁業権	旧有区第3013号
有区第3014号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分26秒 東経　130度11分57秒 点イ　北緯　33度07分03秒 東経　130度12分08秒 点ウ　北緯　33度06分55秒 東経　130度11分45秒 点エ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3014号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3015号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分46秒 東経　130度12分14秒 点イ　北緯　33度07分33秒 東経　130度12分21秒 点ウ　北緯　33度07分32秒 東経　130度12分17秒 点エ　北緯　33度06分59秒 東経　130度12分33秒 点オ　北緯　33度06分52秒 東経　130度12分13秒 点カ　北緯　33度07分26秒 東経　130度11分57秒 点キ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点ク　北緯　33度07分30秒 東経　130度11分27秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	旧有区第3015号
有区第3016号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分44秒 東経　130度12分38秒 点イ　北緯　33度08分03秒 東経　130度12分43秒 点ウ　北緯　33度08分02秒 東経　130度12分32秒 点エ　北緯　33度07分09秒 東経　130度12分39秒 点オ　北緯　33度07分09秒 東経　130度12分36秒 点カ　北緯　33度06分45秒 東経　130度12分48秒 点キ　北緯　33度06分43秒 東経　130度12分41秒 点ク　北緯　33度07分32秒 東経　130度12分17秒 点ケ　北緯　33度07分33秒 東経　130度12分21秒 点コ　北緯　33度08分19秒 東経　130度11分58秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3016号
有区第3017号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分04秒 東経　130度12分53秒 点イ　北緯　33度07分27秒 東経　130度12分58秒 点ウ　北緯　33度07分26秒 東経　130度12分47秒 点エ　北緯　33度07分42秒 東経　130度12分45秒 点オ　北緯　33度07分41秒 東経　130度12分35秒 点カ　北緯　33度08分02秒 東経　130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	旧有区第3017号
有区第3018号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分05秒 東経　130度13分11秒 点イ　北緯　33度05分57秒 東経　130度13分27秒 点ウ　北緯　33度05分51秒 東経　130度13分14秒 点エ　北緯　33度06分06秒 東経　130度13分07秒 点オ　北緯　33度06分07秒 東経　130度13分13秒 点カ　北緯　33度06分27秒 東経　130度13分10秒 点キ　北緯　33度06分27秒 東経　130度13分06秒 点ク　北緯　33度08分04秒 東経　130度12分53秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権	旧有区第3018号

別表第６

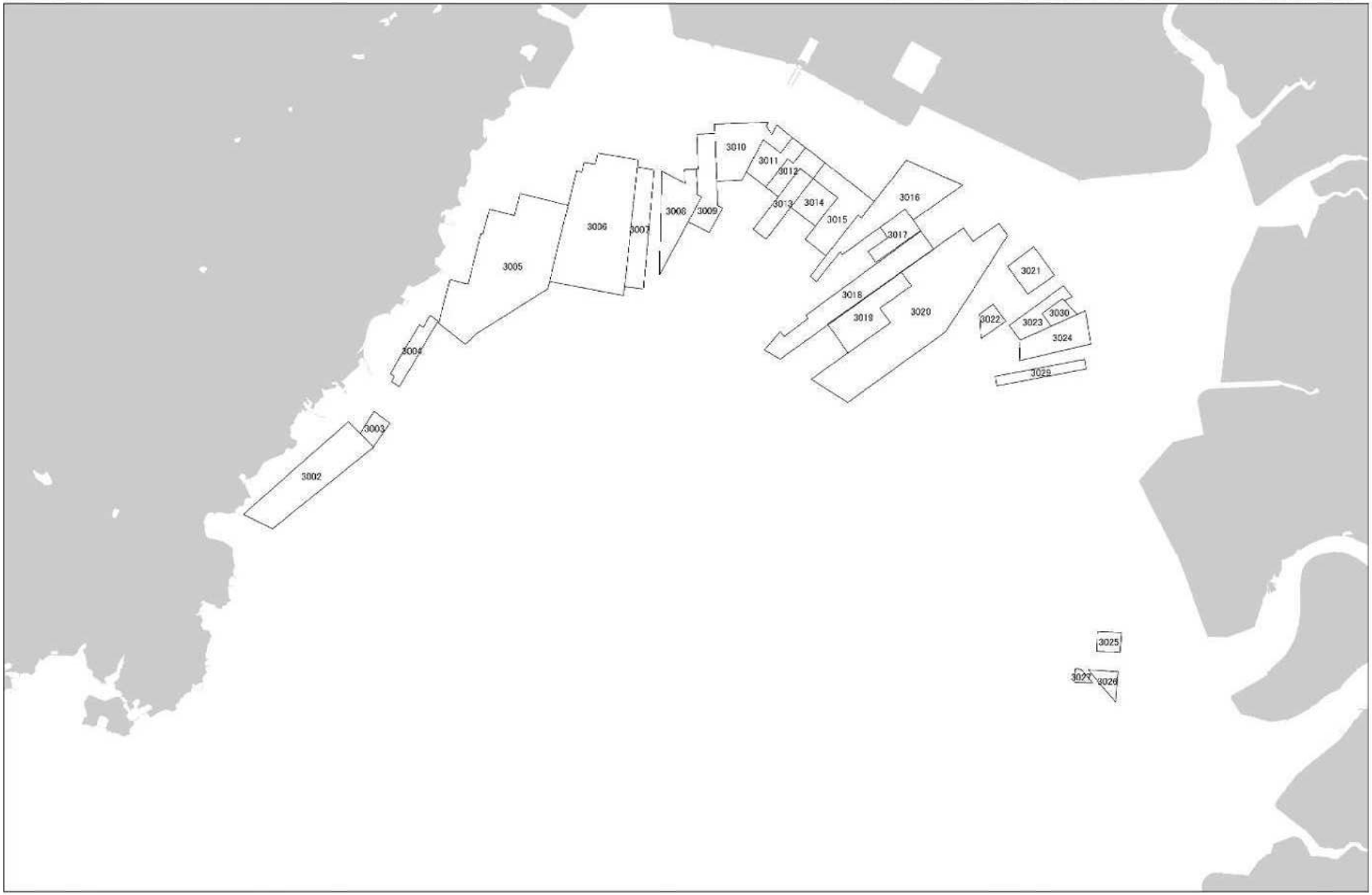
公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3019号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒 点イ　北緯　33度07分40秒 東経　130度13分29秒 点ウ　北緯　33度07分14秒 東経　130度13分32秒 点エ　北緯　33度06分40秒 東経　130度13分50秒 点オ　北緯　33度06分37秒 東経　130度13分22秒 点カ　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	旧有区第3019号
有区第3020号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分54秒 東経　130度13分32秒 点イ　北緯　33度07分45秒 東経　130度14分15秒 点ウ　北緯　33度61分23秒 東経　130度14分14秒 点エ　北緯　33度06分09秒 東経　130度13分54秒 点オ　北緯　33度07分15秒 東経　130度13分46秒 点カ　北緯　33度07分14秒 東経　130度13分32秒 点キ　北緯　33度07分40秒 東経　130度13分29秒 点ク　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒 点ケ　北緯　33度08分31秒 東経　130度13分09秒 点コ　北緯　33度08分32秒 東経　130度13分23秒 点サ　北緯　33度08分53秒 東経　130度13分20秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3020号
有区第3021号	もがいひび建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分08秒 東経　130度14分18秒 点イ　北緯　33度08分46秒 東経　130度14分21秒 点ウ　北緯　33度08分43秒 東経　130度13分53秒 点エ　北緯　33度09分05秒 東経　130度13分50秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3021号
有区第3022号	もがいひび建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分24秒 東経　130度14分31秒 点イ　北緯　33度08分04秒 東経　130度14分33秒 点ウ　北緯　33度08分11秒 東経　130度14分16秒 点エ　北緯　33度08分22秒 東経　130度14分14秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3022号
有区第3023号	もがいひび建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分11秒 東経　130度14分41秒 点イ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分40秒 点ウ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分38秒 点エ　北緯　33度08分48秒 東経　130度14分40秒 点オ　北緯　33度08分49秒 東経　130度14分53秒 点カ　北緯　33度08分26秒 東経　130度14分50秒 点キ　北緯　33度08分24秒 東経　130度14分35秒 点ク　北緯　33度09分10秒 東経　130度14分29秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権	旧有区第3023号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第3024号	もがいひび建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分14秒 東経　130度14分55秒 点イ　北緯　33度09分07秒 東経　130度15分21秒 点ウ　北緯　33度08分19秒 東経　130度15分04秒 点エ　北緯　33度08分26秒 東経　130度14分50秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3024号
有区第3025号	もがいひび建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分48秒 東経　130度18分56秒 点イ　北緯　33度07分40秒 東経　130度19分09秒 点ウ　北緯　33度07分27秒 東経　130度18分59秒 点エ　北緯　33度07分34秒 東経　130度18分45秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3025号
有区第3026号	もがいひび建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分33秒 東経　130度19分22秒 点イ　北緯　33度07分21秒 東経　130度19分43秒 点ウ　北緯　33度07分16秒 東経　130度19分09秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3026号
有区第3027号	もがいひび建て養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分14秒 東経　130度19分20秒 点イ　北緯　33度07分03秒 東経　130度19分12秒 点ウ　北緯　33度07分08秒 東経　130度19分03秒 点エ　北緯　33度07分11秒 東経　130度19分06秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3027号
有区第3029号	もがいひび建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分58秒 東経　130度15分29秒 点イ　北緯　33度08分55秒 東経　130度15分37秒 点ウ　北緯　33度07分57秒 東経　130度15分13秒 点エ　北緯　33度07分59秒 東経　130度15分06秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3029号
有区第3030号	もがいひび建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分09秒 東経　130度14分55秒 点イ　北緯　33度08分49秒 東経　130度14分52秒 点ウ　北緯　33度08分48秒 東経　130度14分40秒 点エ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分37秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3030号

別図第３

第一種区画漁業権（もがいひび建て養殖業）



佐有漁協指第２０３号
令和８年９月７日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　弟子丸　充弘
《公印省略》

もがいひび建養殖業における採苗用素材のモウソウチク使用について（要望）

謹啓　貴台益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における水産業の振興並びに漁業調整につきましては、特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀県有明海におけるサルボウの採介漁業につきましては、近年資源が激減しており殆ど漁獲がない状況が継続しております。

このため、県の「採苗器設置委託事業」や昨年度から創設されることになった「有明海再生加速化対策交付金」を活用し、サルボウの採苗器設置に取り組んでおり、やや改善の兆しがあるものの、漁業者の多くは依然として大きな不安と危機感を抱いており、その成果を実感するには至っておりません。

もがいひび建養殖業における採苗用素材は、県知事が発行される区画漁業免許状の「制限又は条件」で、採苗用素材はパーム及び女竹とすることとなっており、これらの復活に向けた取組はもとより、組合員が行う採苗においてもパーム及び女竹が使用されております。

しかしながら、昨今ではパーム及び女竹の価格が高騰する傾向にあり、加えて女竹においては、生育地が限られているなど、その調達に苦慮している状況もあり、比較的広く生息の分布が見られるモウソウチクを素材とした採苗器を導入することで設置本数の増大を図り、サルボウ回復への足掛かりにしたいと考えております。

有明海の二枚貝類が激減の一途をたどってきた中で、サルボウの資源の回復は海域の赤潮や貧酸素の解消につながり、ひいては有明海再生につながっていくものと確信しております。

つきましては、区画漁業免許状の「制限又は条件」を下記のとおり変更することにより、サルボウ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

１.「3 制限又は条件の(2)」

採苗用素材は、パーム及び女竹又はモウソウチクとする。ただし、女竹又はモウソウチクを漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。

以下、（ア）（イ）は同文